

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	児童手当の支給要件	
根拠法及び条項	児童手当法第4条・附則第7条	
所 管 部 課 名	市民健康部 保険年金課	
審 査 基 準	関係条項	児童手当法第5条
	基 準	<p>○第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。</p> <p>1. 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</p> <p>イ 3歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。以下同じ。）</p> <p>ロ 3歳に満たない児童を含む2人以上の児童</p> <p>2. 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>3. 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が支給要件児童であるときに限る。</p> <p>2 前項第1号又は第3号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>○第5条 児童手当は、前条第1項各号のいずれかに該当する者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに同項各号のいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同</p>

		2 <略>・3 <略>・4 <略>・5 <略>・6 <略>・7 <略> 8 <略>
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年4月1日設定
期間 標準 処理	標準処理期間	総日数10～40日程度（注：休日は含まない。）
	内 訳	経由期間 日（機関 ） 協議期間 日（機関名 ） 処分期間 日
	設定等年月日	平成9年4月1日設定
備 考		